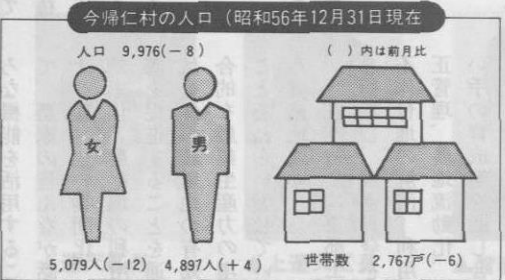




▲晴れやかに173人が大人の仲間入
(成人式 関連記事4ページへ)



編集発行：今帰仁村役場企画室
〒905-04 沖縄県今帰仁村字仲宗根219 電話 098056-2101
印刷：沖縄高速印刷株式会社
南風原町字兼城577 電話0988-89-5513

二	地域農政総合推進事業で新しい村づくりを
三	八カ字の区長さんかわる晴れやかに大人の仲間入 今年の成人は一七三人
四	国民年金から二十歳のあなたへ
五	六・七工夫をこらした生活を普及事業発表会行われる
六	走り初め、さわやか
八	第四回新春マラソン大会
九	第三回ゲートボール大会
十	ご存じですか 移動が禁じられている植物
十一	児童手当のしくみ①
十二	村民カレンダー

目 次

地域農政総合推進事業で

新しい村づくりを

最近、全国各地で「新しい村づくり」といった運動が進められつつあります。本村でも現在各字で集落懇談会や集落推進員会を開いて、農業生産と生活環境等について現状や将来の方向等を話し合い、新しい村づくりを展開しています。これは、「地域農政総合推進事業」や「農村地域整備共同推進事業」の一環として進められているものです。

そこで、これらの事業について概略を御説明いたします。

事業の種類

この事業には、

- ① 地域農政推進活動
- ② 農地移動適正化あっせん事業
- ③ 農用地利用改善促進事業の三つの事業があります。

さらに細かく説明すると、

推進活動の展開

地域農政推進活動の内容は、

- ① 今後の営農志向、土地利用の方向、生産基盤の整備、機械施設の導入とその有効利用、生活環境の整備などについて話し合い、意向をとりまとめます。
- ② 農地や未墾地の有効利用の進め方について話し合い、産向をとりまとめます。
- ③ いろいろな農業生産組織の現

状や今後の方向について話し合います。

- ④ いま是非必要な補助事業、融資事業について話し合い、意向をとりまとめます。
- ⑤ このような話し合いを通して担い手農家の相互交流を行い、その輪を拡げ、組織化を進めます。

以上のような話し合いの結果を市町村単位にとりまとめ総合推進方策として整理します。

いかそう農地あっせん

「ねらいと特色」

農業委員会が、農用地等を「売りたい、貸したい」「買いたい、借りたい」「交換したい」という農家の間にたつてあっせんし、農業経営の発展を図ろうというものです。この「あっせん事業」によつた場合には、融資等についていろいろな優遇措置があり、農家にとつてたいへん有利で安心できる制度です。

＜対象となる土地、農家＞

対象となる土地は、農用地区域内にある農地、採草放牧地、農業用施設用地および未墾地です。

また事業の目的からいってあっせんによつて農用地等の権利を取得する農家は、今後とも「あっせん」によって自立しようとする意欲と能力をもつたものである必要があります。

＜手続き＞

あっせんを希望する農家は、農業委員会にその旨の申し出をする必要があります。近くの農業委員にまず相談して下さい。

ろな機能を活用することによつて、農家の皆さんが話し合いにより作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を促進することを通じて、地域全体の農用地の有効利用と総合的な農業生産力の増進を図ることをねらいとしています。

＜実施地域＞

現在本村では東部土地改良区を指定し、推進員会を組織し、不作付地の解消、利用調整、適正管理、農地流動化、農業の担い手の育成等を話し合い実施されています。

どうする!! 集落内の農業生産とくらしの問題



農用地の転用は申請をいしましょう

農振法と農地法は、農地や農道の整備、畜舎の建設、各種農業関係の補助事業等農村地域の総合的な振興を図るための法律で、農業関係の事業は、すべてこれらの法律を基本として実施しています。

ですから、農用地域や農地を村民の皆さんが勝手に転用したり、売ったりしますと農村地域の計画的な整備ができなくなり

ますので、あらかじめ知事の許可を受けなければならないことになっていきます。

もし、無断で転用しますと違法行為となり、原状回復を命じられたり、徴役や罰金の刑罰を科されることがあります。

農用地区域や農地を転用し、住宅や墓、その他に利用しようとする場合は計画をした時点から村役場や農業委員会に十分前もって相談して下さい。

なお今帰仁村の農用地区域の一部変更は二月と八月に受け付けます。一部変更希望者は早めに手続きをしましょう。

農用地高度利用促進事業

貸し手農家に

奨励金が交付

この事業は、農業委員会が農地流動化推進員となつて、農家等が農用地利用増進事業等により安心して農地を貸し出すことができるよう相談を行うとともに三年以上の利用権設定をした貸し手農家に対し、国として初めて農地流動化奨励金を交付して村や地域の農業を真に担っています。

く者の育成に結びついた農地の流動化を促進して行こうとするものです。

＜対象となる農地＞

対象となる土地は、農業振興地域にある農地、採草放牧地および未墾地です。

＜奨励金の手続き＞

農地を貸し出した者から村長宛に申請書を提出して下さい。

(用紙は農業委員会、経済課にあります) また、近くの農業委員に相談して下さい。

＜奨励金の額＞

① 期間が三年以上六年未満の場合

農地	一万円
採草放牧地	二千元
農地	二万円
採草放牧地	四千元

② 六年以上の場合

但し期間借地は農地の二分の一相当額。未墾地は採草放牧地と同じ額になります。

八カ字の

区長さんかわる

今年の一月一日から、村内の八つの部落で区長さんの交代が行われました。

字兼次では、玉城喜代則さんから玉城徹夫さん(字兼次七二電話一八〇九)へ。字諸志では与那嶺甚吉さんから大城清順さん(諸志三〇六一六、電話一四七六二)へ。字与那嶺では与那嶺順清さんから親川悟さん(与那嶺一八一、電話一五三八〇)へ。字仲尾次では上間嘉夫さんから与那嶺鉄さん(仲尾次三三二二、電話一四八六)へ。

字平敷では与那嶺昇さんから上間蔵吉さん(平敷一一五五、電話一四三六三)へ。字渡喜仁では照屋晃さんから比嘉才三さん(渡喜仁七二、電話一四二二四)へ。字上運天では長浜英一さんから上地勇さん(上運天七三〇、電話一三二五一)へ。字運天では運天政俊さんから運天政徹さん(運天一二〇一、電話一八三八)へそれぞれかわりました。これまで長い間頑張つてこられた区長さん本当にご苦労様。また、新区長さんに皆様のご協



▲諸志区長 大城清順



▲兼次区長 玉城徹夫



▲平敷区長 上間蔵吉



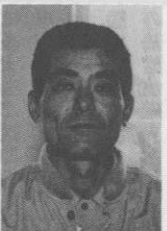
▲仲尾次区長 与那嶺鉄



▲与那嶺区長 親川悟



▲運天区長 運天政徹



▲上運天区長 上地勇



▲渡喜仁区長 比嘉才三

晴れやかに大人の仲間入

成人は武



▲さっそうと入場する若者たち

一月十五日は成人の日。今年村内で成人となった方は、男子八六八人、女子八七八人の合計一七三三人の皆さん。これらの若者たちを祝福しようと、村主催による「昭和五十七年成人式」が、十五日午後二時から役場ホールで行われました。男子は三つ揃いのスーツ、女子は振り袖と、晴れやかな姿で式に望んだ約百三十人の若者たちは、来賓百人の祝福を受けながら、成人となった自覚をあらたにしています。村並びに選挙管理委員会から記念品が一人一人に手渡された後、成人者を代表して大城敏子さん（字平敷）は「責任と義務を持つ



▲会場をわかした金城さんの腹話術



▲力強く成人を祝福した今泊の棒術



▶深い感銘を与えた村上氏の記念講演

ポリビア村人会に育英資金を交付

ここのポリビアでは、暑い日ざかりの季節になりました。この度今帰仁村移住者のために多大なご援助をいただき感謝申し上げます。ポリビアでは政治的にも経済的にも不安定な状態ですが、我々は少しづつ生活の基盤が確立されつつあります。言語・風俗・習慣の違うこの地では、子弟の教育、教育の伸展が大切であります。子どもたちが強くたくましく進み、この国の将来に大いに活躍する日を唯一の望みにしています。あまりにも遠く離れた所ではありますが、私たちは今帰仁魂を忘れたことはありません。子どもたちにもよく理解させ、自覚と自信を持たせたいと考えております。いつまでも故郷のかたいたきすが結ばれていく事を信じます。最後に皆様のご健康と村の発展をお祈りし、お礼の言葉に致します。

一九八二年一月六日
ポリビア今帰仁村人会
知念 宗吉



県内外、ならびに国外には多くの村出身者が学び、そして働いており、その活躍は目をみはるものがあります。これら村出身者の活躍は村民の誇りであり、かつその子弟の教育に力を注ぐのは私たちの義務でもあるといえます。進展めざましいポリビアの地では村出身者が血と汗で築いた生活基盤の上になつて、いま二世、三世が翔いていこうとしています。

村では、この村出身者の子弟の教育の一助にと、ポリビア今帰仁村人会に対し、百万円の育英資金を交付しました。この資金が有効に活用され、明日のポリビアを背負う村人の活躍を期待したいものです。

なお、この度ポリビア今帰仁村人会より、交付に対する丁寧なお礼状が届きましたのでご紹介いたします。

国民年金から20歳のあなたへ

成人おめでとうございます。二〇歳のあなたに、国民年金からのおたよりです。この国民年金に、今二八〇〇万人が加入し、一〇〇〇万人のひとびとがおよそ二兆九千億円の年金を受けています。

国民年金があなたにとってどんなに大切であるかを知っていただくために国民年金についてご説明いたします。加入しなければならぬ人 国内に住んでいる人はすべて八種類ある公的年金制度のどれ



かに加入することになっていきます。会社や役所、学校あるいは法人に勤める給与所得者「サラリーマン」は、厚生年金や五種類ある共済組合、船員保険という年金制度に自動的に加入します。国民年金はこれらの年金制度に加入しない全ての人を対象にしています。農林漁業、自営業はもとより、自由業などのサラリーマンでない人、サラリーマンではあっても従業員四人以下の会社で働く人、そして無職の人も二〇歳から五九歳までは国民年金に加入しなければならぬ「強制加入者」となります。加入してほしい人 サラリーマン（厚生年金や共済年金などの加入者）の奥さんや昼間部の大学生は「任意加入者」といって、希望すれば加入できます。

こんなときにこんな年金 国民年金は、人生のいろいろな事故に備える国の保険制度です。その加入者数では日本でも規模の大きい社会保険であり社会保障制度の重要な柱です。

そして次のような場合にあなたや家族の支えになります。老後の生活の支え……老令年金 身体障害者になったとき……障害年金 夫を亡くしたとき……母子・寡婦年金 働き手の男子が亡くなったとき……準母子年金 みなし子になったとき……遺児年金

安全・有利な貯蓄 国民年金には、物価スライドの制度があります。物価が五%以上上昇すれば毎年物価の上昇率と同じ幅で引上げられます。したがって年金はインフレによって目減りしないのです。そのうえ、支払われる年金額の三分の一は国の負担です。したがって保険料を払い込むのを一種の積立貯蓄とみても、まことに安全・有利な貯蓄といえます。

保険料は月額五、二〇〇円 保険料は五七年三月までが月四五〇〇円、五七年四月からは五二二〇円です。

二〇歳になったら他の年金に加入しない人は、みな国民年金へ加入手続をしましょう。窓口は村役場年金係です。

第二回庭球選手権大会 申込は二月五日まで



村体協主催による「第二回庭球選手権大会」が、来たる二月七日（日）午前九時から北山高校庭球コート（雨天の場合、湧川中体育館）で行われます。試合方法は、一チーム二人とし、中学生は学年別の男子、女子チーム。高校生は学年をブレイクした男子、女子チーム。一般は男子並びに女子チーム。壮年は男子は四〇歳以上、女子は三五歳以上となっています。なお、団体戦はありません。大会への出場希望者は、二月五日午後五時までに村体協事務局（村役場 諸喜田展生）までお申し込み下さい。

工夫をこらした生活を 普及事業発表会行われる

村普及事業連絡協議会（内間敏会長）による「昭和五十六年度普及事業実績発表会」が、一月十一日、午後二時から中央公民館で行われました。これは、住みよい地域社会を築くために努力している農業青年クラブ、生活改善グループの技術交換を通じて農村地域の発展に役立てようというもので、約二百人の婦人や農業青年グループが参加しました。

今回発表されたのは、金城美恵子さん（上運天生改）による「家族の健康管理は主婦の手で」久田八重子さん（みどり生改）による「食改善の工夫」、仲松弥寿一さん（農業青年クラブ）による「農業経営を始めて」、山城節子さん（仲宗根生改）による「グループ活動のあゆみ」諸喜田スエ子さん（さわやか生改）による「自家生産物を利用して」の五点。また、アトラクションとして、越地生改の大城みつ子さん外四人の「いちゅびグワイ節」、渡喜仁生改の玉城満子さん外四人の「南の島」、仲良生改の上里和子さん外三人の「新港節」も披露され、にぎわいをみせました。今回はその中から、山城節子さんの発表をご紹介します。



▲5人の発表と各字婦人によるアトラクションが行われた発表会

グループ活動のあゆみ 仲宗根生活改善グループ 山城節子



当初は失敗の連続

仲宗根グループが生れたばかりの頃は、私たちがまだ若い母親で、何をすることも自信を持ってできることはありませんでした。しかし、グループのお世話をして下さる普及員のご指導のもとで、積極的なグループ員の活動が始まりました。最初の頃は、カマドの改善にはじまり、農作業衣の講習、味噌作り、料理講習と、日頃見たり聞いたりしていることを自分たちの手でやることを試み、でき上がった時の感動はひとしおでした。

それからは、何かと手作りのものを作っては集いに持ち寄り

生活の中に 手づくりの味

味くらべをしました。失敗をした時のサーターアングギーの味は、油っこいけれども格別で、今でも忘れられない味です。

幾度かの失敗を重ねながらも自信を得た私たちは、グループ活動の中で、常に手作りの味を中心とした生活が始まりました。例えば、子どもたちのおやつにホットケーキ、人参菓子、そら豆菓子、漬物、お年寄りに喜ばれる栄養価の高い豆腐料理など種々作りました。例会の時は本当に楽しい雰囲気、持ちよった料理はそれぞれの家庭の特色を生かしたアイデアに富んだものばかりでした。



味づくりのために、村役場からの補助により味噌すり機械を購入した時、運営資金として一人三千円を徴収し、そのお金で味噌箱を作りました。今でもこの箱は、グループ員だけでなくその輪を広げて多くの人がフルに活用しています。

貯蓄を

習慣的に実施

私たちのグループが貯蓄実践地区に指定されたのは、今から九年前の一九七二年八月一日でした。毎月の例会の日には、各自が貯蓄推進委員からいただいた小さな紫の貯蓄箱を持って集まります。無駄使いを省き、買いたいものを我慢して、買ったつもりでその中にお金を入れまですので「つもり貯蓄箱」と名づけています。それをみんなの前で開けて小銭を数える時の楽しみは何とも言えない喜びでした。毎月の会をより楽しく運営するために月一万円の模合を發起し、その一部を積立貯蓄しているうちに、貯蓄に対する関心が深まり習慣化することに成功しました。最初の貯金高は十二万

あなたにもできます たたみの表替

畳の表替が十数分のうちに手ぎわよく行われていく。見る人思わず「ホー」とため息をつかせるほどのあざやかさだ。しかも、これが素人の主婦たちによって作業されていることに二度びっくりさせられる。

村農協婦人部（大城義子部長）では、最近、経済連、農協生活指導員の指導の下、畳の表替を自分たちの手で行っており、活動の充実と経費の節減に役立つと好評だ。これは、すでに昨年五月の「家の光」でも紹介されているスーパーユニット（畳表替方法）といい、経済連でも、県産の原材料の消費と生活防衛のため農協を中心に普及を奨励してきた。

準備するものは、カッター、枕木ハンマー、机、そり、竹はし、机、それに市販されている畳表と接着材のついたヘリがあればOKだ。業者に頼めば六千円かかるのが、



▲国吉松枝さん宅で行われた謝名婦人によるタタミの表替

この方法だと、八〇〇円で済むという。

村農協婦人部は「講習を受ければ、女でも二、三人で充分表替ができる」と話しており、目下、需要に追いつけられ材料も不足しがちだという。それでも「講習を受けた人は気軽に連絡してほしい。喜んでお手伝いします」と話している。

夫婦や家族でもできる畳の表替。なかなか思いつかないこんな所に、生活のアイデアが潜んでいる。皆さんも一度試してみたいか。

村民ぐるみで 無駄を除こう

一九七三年のプロセクトで家計簿記帳に力を入れ、無駄のない合理的で堅実な生活を営むために、会員全員で実行しました。その中で無駄が多く目立つのは交際費の項目で、早速この点について話し合いを持ち、冠婚葬祭についてもみんなて話し合いました。しかし、この点については本当に難しい問題で、今以上に完全なる実行は行われずに悩



んでいる状態です。

戦後、私たちはこれまでに幾度かの貨幣の切り替えにあい、お金の使い方にとまどいを感じながらも、年々物価上昇の中で会員が励まし合い、智慧をしばり、共同購入をしたりしながら生活を支えてきました。そして、収入の中から貯蓄をし不時に備えて参りましたが、少ない収入と物価上昇のアンバランスの中で今後どう対処しなければならぬか、ということが大きな課題であります。また、高度成長の波に乗って生活水準がこれまでに成長して参りましたが、今日、急激な社会情勢の変化の中で、多難な時代を迎えています。エネルギーや食料の問題についても、私たち主婦は大きく目を開き、荒波に押し流されないように豊かな新しい知識を身につけ堅実な生活をするために努力しなければならぬと思います。

あの戦後の困難な時代を振り返ってみましょう。お金があっても、食糧の買えなかつた時代がないとも限りません。それに備えるためにも矢張り無駄を省き、物々交換的な虚礼を廃止し、冠婚葬祭の記念品廃止を実行し、有意義なお金の使い方考えなければならぬと思います。

記念品廃止については、多くの方々が感じになっていて、必要のないものを押し入れの奥にしまい置きしている有様は、本当に勿体ないことです。どんなに安くても必要のないものは買わないことをモットーとして行きたいものです。このような無駄をどうすれば無くすることができるか、私たち生活改善グループは村民ぐるみの運動を展開し、その先頭に立ち推進しなければならぬと思います。そのためには、それぞれの立場で自分の足下から実行していくことが大切だと思います。

私たち仲宗根グループは、今年「冠婚葬祭の簡素化」に重点を置き、目標達成のために頑張りたいと会員一同張り切っております。会場にお集まりの皆様として行政をあずかっていらっしゃる皆様方の御協力と御指導をお願いしまして、私の発表を終わります。



第4回新春マラソン大会

470人全員が完走

新春を飾る恒例の第四回新春マラソン大会(村体協主催)が一月二日午後一時から役場前(今泊折り返し)役場前までのコースで行われました。

大会に先立ち、開会式であいさつにたった内間体協長は「自

分の体力に応じ、マイペースで完走するように、この大会を通じて体力の向上を図ってほしい」と、参加者を激励しました。大会には、小学校一年生から最高齢者六五歳の大城正松さん(上運天)まで、四七〇人が出場し全員無事に完走しました。また、今大会には、先ごろ九州・全国高校駅伝大会で健闘した北山高駅伝部の九人の選手も出場し、見事な走りっぷりで観衆をわかしました。

成績は表のとおりですが、一位〜六位までに



▲小学校低学年女子のスタート

表彰状、一位にトロフィー、二位〜六位までにメダルが贈られました。

今泊で第一回駅伝大会

小学生からお年寄まで一〇八人が出場

区民の親睦と体力の向上、並びに青少年の健全育成を図ろうと、一月十日午後一時から今泊区(大城幸謙区長、区民一〇七一人)で「第一回駅伝大会」が行われた。

大会には、区の小学生から老人クラブまで、九チーム一〇八人が出場。区内一周千三百メートルを十周(一人一周、老人・婦人は半周づつ)するコースで熱戦がくり広げられた。スタート、並びに中継、ゴール地点の公民館前大通りには、区民五百人がつめかけ、我が子、父母、兄弟の健闘に身をのり出して盛んな拍手をおくった。

日頃鍛えた健脚を存分に発揮する小・中学生、チョッピリ重そうなお年寄りたち、然々とマイペースのOB、老人など、精一杯走りながらも、終始和気あいあいのうちにレースが展開された。結果は、スピードに勝る中学校男子が、二位の青年会に大差をつけて堂々と優勝を飾った。

(順位は表のとおり)

区をあげての駅伝大会。団結力と各団体の活動が盛んな今泊ならではのすばらしい催しだった。なお、同大会は来年から村外の郷友会も参加させ、毎年一月一日の午前中に行う予定だといふ。

順位	チーム名	人員	記録
1	中学生男子	10	46'49"
2	青年会A	10	52'51"
3	青年会B	10	52'52"
4	消防団	10	53'24"
5	中学生女子	10	54'07"
6	小学校男子(6年)	10	54'31"
7	小学校男子(3-5年)	10	55'03"
8	小学校女子	20	55'04"
9	OB(老人クラブ含)	18	59'—

部門別順位

小学校低学年男子の部 (1,000m)			
順位	氏名	学校又は出身	記録
1	玉城健二	兼次小3年	3'54"
2	外間良	湧川小3年	3'58"
3	瑞慶山	今帰仁小3年	4'01"
小学校低学年女子の部 (1,000m)			
1	嘉陽千	湧川小2年	4'13"
2	嶺井綾	今帰仁小3年	4'26"
3	玉城ありか	今帰仁小3年	4'26"
小学校高学年男子の部 (1,000m)			
1	嘉陽宗文	湧川小6年	3'25"
2	与那嶺進	天底小5年	3'28"
3	幸地敏	今帰仁小6年	3'35"
小学校高学年女子の部 (1,000m)			
1	宮里由起子	湧川小6年	3'46"
2	我那覇真美	今帰仁小6年	3'47"
3	仲村美雪	天底小4年	3'50"
中学校男子の部 (3,000m)			
1	仲宗根和	今帰仁中2年	8'32"
2	我那覇隆	今帰仁中1年	8'39"
3	宮里政有	湧川中3年	8'45"
中学校女子の部 (2,000m)			
1	小那覇良子	今帰仁中2年	10'33"
2	我那覇美奈	今帰仁中2年	10'35"
3	大城清美	今帰仁中2年	10'40"
高校の部 (10,000m)			
1	浜嘉山	北山高3年	33'47"
2	里陽川	北山高3年	34'51"
3	山	北山高3年	34'54"
一般の部 (10,000m)			
1	嶺糸	天古	35'17"
2	井洲	政朝	36'30"
3	神	繁	37'29"
30代の部 (10,000m)			
1	石川博	利男	36'30"
2	新上	正光	38'40"
3	里	秀	40'10"
40代の部 (5,000m)			
1	仲永	本山	18'27"
2	神	光誠	18'43"
3		秀吉	19'08"



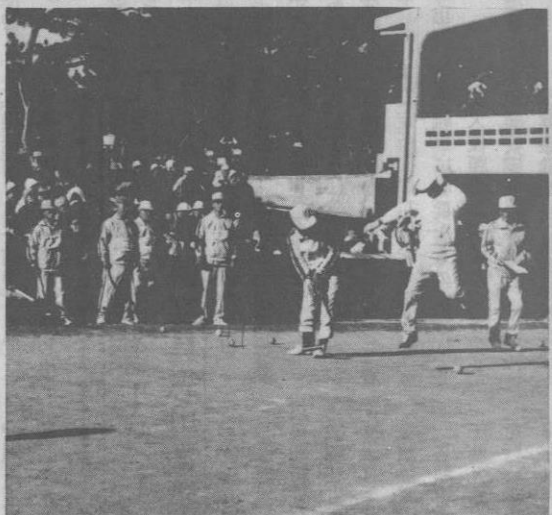
▲熱戦が展開された第一回今泊駅伝大会

一年間の無災害を祈願 でぞめ式行われる

今年一年間の無事故、無災害を祈願する恒例の消防でぞめ式が、一月六日午前七時から村営グラウンドで行われました。

冷たい朝もやをついて、本今消防分署(分署長 金城勲分署長)の職員十三人と、村非常勤消防団(分団長 与那嶺源団長)の団員三五人が整列する中、まず

松田村長らによって服装点検、器具点検が行われました。次いで訓辞を述べた松田村長は「皆



チームプレーもはつらつと

第3回村ゲートボール選手権大会

仲尾次Aが村代表に

一月九日、十日の両日、村営グラウンドにおいて、村ゲートボール協会(湧川善雄会長)主催による「第三回今帰仁村ゲートボール選手権大会」が行われました。大会は、競技人口の拡大と、村民の体力の維持向上を図ろうというもので、

当日は競技の人気を反映して一チーム五人づつの四十組が出場し、一回戦から白熱したゲームが展開されました。対象はほとんどがお年寄ですが、随所にキビキビしたプレーが披露され、また二人の公認審判員も、大会に

備え前日には審判講習会を開催する熱の入れよ。

二日間の長丁場にわたる大会の決勝戦には、仲尾次Aと仲宗根Aが進出。歓衆の注目を集める中、わずかの差で仲尾次Aが嬉しい優勝を決めました。二位は仲宗根A、三位は玉城C、四位は上運天A、五位は玉城Aの順位でした。優勝した仲尾次Aは、来たる三月二日〜二日の第二回沖繩県ゲートボール大会へ村代表として派遣されます。また、今大会に出場した八十歳以上のお年寄十九人に功労賞が



▲キビキビした動作で整列する消防団員



▲沖繩県消防協会から表彰を受けた皆さん

さんの活動の充実により村民の生命が守られている。今後とも使命を充分認識し訓練に励んでもらいたい」と団員を激励。その後、職員による五色操法が披露され、色とりどりの水しぶきが空を彩っていました。

また、式典の中で、長年非常勤消防団員として活躍した与那嶺源、兼本公夫、平良勝一、幸地順喜の四氏が、沖繩県消防協会より優秀団員として表彰を

受けました。

昨年一年間の火災発生件数と救急出動件数はそれぞれ十一件、二四二件で、一昨年に比べ、火災で四件の増、救急出動で十八件の減となっており、火災は年々増加の傾向にあります。今年も二月二八日から三月十六日まで「春の全国火災予防運動」が展開されます。昭和五六年の消防白書によりますと、損害額のいちばん大きいのは、タバコ、二位がストーブということ。お出かけ、お休みの際は、火の元に充分注意しましょう。

ご存じですか？ 移動が禁止されている植物

県内では、農作物に多大な被害を与えるウリミバエ、ミカンコミバエ、アフリカマイマイ等の特殊害虫が発生しており、現在も防除事業が行われています。一方、これらの害虫が未発生の都道府県に侵入、発生することを防止するため、植物防疫法で、寄生植物の未発生地域への移動が規制されています。

本県でも那覇植物防疫事務所がこの業務を行っておりますが、今後、旅行者をはじめ、一般の方々のいっそうのご理解、ご協力が必要となっております。

移動規制事項について
①持ち出しが禁止されているもの
— オレンジ、レモン、グレープフルーツ、ヒラミレモンなどのみかん類、成熟バナナ、かき、もも等の外、きゅうり、にがうり、へちま等のうり類、なす、ピーマン等、さつまいも、葉菜、あさがおなどの生茎葉及び地下部となっております。

②検査又は消毒をすれば持ち出せるもの
③検査を受ければ持ち出せるもの
— ①のうち、かぼちゃ、すもも、ピーマン等、さつまいも、葉菜、あさがおなどの生茎葉及び地下部となっております。

④検査を受ければ持ち出せるもの
— ①のうち、かぼちゃ、すもも、ピーマン等、さつまいも、葉菜、あさがおなどの生茎葉及び地下部となっております。

⑤検査を受ければ持ち出せるもの
— ①のうち、かぼちゃ、すもも、ピーマン等、さつまいも、葉菜、あさがおなどの生茎葉及び地下部となっております。

⑥検査を受ければ持ち出せるもの
— ①のうち、かぼちゃ、すもも、ピーマン等、さつまいも、葉菜、あさがおなどの生茎葉及び地下部となっております。

⑦検査を受ければ持ち出せるもの
— ①のうち、かぼちゃ、すもも、ピーマン等、さつまいも、葉菜、あさがおなどの生茎葉及び地下部となっております。

⑧消毒すれば持ち出せるもの
— トマト、パイナップル、温州みかん、ボンカン、タンカン、すもも、ばんじろう、ネットメロン、いんげんまめなどの生果実。

なお、これらの移動制限植物には、那覇植物防疫事務所が発給する「検査合格証明書」又は「消毒確認証明書」を必ず添付することになっております。

③果実、野菜の消毒を希望する場合は
④出発前日（午前中）までに那覇植物防疫事務所へ申し出

電話〇九八八―六八一―一六七九
那覇空港出張所
電話〇九八八―五七〇―〇五四
那覇市鏡水三〇六一―
電話〇九八八―五七〇―〇五四
嘉手納出張所
沖繩市上地一〇
電話〇九八三―八一―〇二四

訓練生を募集しています 県立具志川職業訓練校

県立具志川職業訓練校では、次のとおり、昭和五七年度職業訓練生を募集しています。

〇入校するには
直接同校か、最寄りの公共職業安定所へ申し込んで下さい。

〇手続きに必要なもの
①入校願書（同校及び各公共職業安定所に準備）
②健康診断書（胸部診断含む）
③出身校の調査書（新卒のみ）

〇試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇住民票抄本
一通
〇写真（3×3.5）
二葉

〇各科とも、三月二十九日（月）午前九時から筆記試験及び面接を行います。合格発表は四月九日午後一時

〇訓練終了後の資格の特典
④住居票抄本
一通
⑤写真（3×3.5）
二葉
〇願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇住民票抄本
一通
〇写真（3×3.5）
二葉

〇願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇住民票抄本
一通
〇写真（3×3.5）
二葉

〇願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

〇試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

て下さい。
②消毒に要する時間は三〜四時間です。
③消毒後は、消毒確認証明書を添えてお返しします。
④個人が少量携帯するものに限り経費は無量です。
その他詳しいことについては、左記の事務所へお問い合わせ下さい。

那覇植物防疫事務所
那覇市港町二―一―一
那覇港湾合同庁舎五階
電話〇九八八―六八一―一六七九

那覇空港出張所
那覇市鏡水三〇六一―
電話〇九八八―五七〇―〇五四

嘉手納出張所
沖繩市上地一〇
電話〇九八三―八一―〇二四

住居票抄本
一通
写真（3×3.5）
二葉

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

住民票抄本
一通
写真（3×3.5）
二葉

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

住民票抄本
一通
写真（3×3.5）
二葉

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

住民票抄本
一通
写真（3×3.5）
二葉

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

試験
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

願書受付
昭和五七年二月五日から三月二十日まで。

住民票抄本
一通
写真（3×3.5）
二葉

郵便局からのおしらせ

留守のため配達できなかった郵便物について
郵便物の配達の際、お留守の場合には、普通の郵便物は郵便受箱が備えてあれば配達できますが、書留郵便物やかさのある小包郵便物などは郵便局に持ち帰ることになります。この場合は「不在のため配達できなかった」旨を記した「不在配達通知書」を郵便受箱などに入れてきます。持ち戻った郵便物は、最初に配達した日の翌日から起算して十日間郵便局に保管します。

①訓練終了者には、二級技能検定受験資格の実務経験期間が短縮されます。
②普通訓練課程終了者は、技能士補の資格が与えられ、二級技能検定の学科試験が免除されます。

なお、詳しいことについては、直接具志川職業訓練校（具志川市兼箇段一九四五、電話〇九八三七―一五九四・六六八〇）か、最寄りの職安へお問い合わせ下さい。

☆受給者が他の市町村に住所を移したとき
児童手当受給事由消滅届（前の市町村）
児童手当認定請求書（新しい市町村）
☆児童手当の額が増額されるようになるとき
児童手当額改定届（三人目以降の義務教育終了前の児童の数が今までよりも増えた場合です）
☆児童手当の額が減額されるようになるとき
児童手当額改定届（十八歳未満の児童が今までより少なくなつた場合、または義務教育終了前の児童が今までより少なくなつた場合です）

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

が、その間にお申出のない時は差出人に送り返すこととなります。保管郵便物は、次の方法でお受け取り下さい。
○保管した郵便局の窓口で受け取る場合
不在通知書のほか、健康保険証など、正当受取人であることを証明できるものと、印章（書留郵便物の場合）をお持ちになつて、窓口取扱い時間内に保管した郵便局においてください。
○再配達を希望する場合
不在配達通知書の所定の欄に配達希望日（時刻を指定することはありません）を記入してポストに入れていただくか、又は電話でご連絡下さい。

児童手当のしくみ 請求について

いろいろな届
け等
①児童手当認定請求書
はじめて児童手当の支給を受けようとする場合や児童手当の受給者が住所を他の市町村に異動した場合には、すぐに児童手当認定請求書を市町村役場に提出して下さい。その年の一月一日現在、今の住所にいなかった方は、前の住所地の所得証明書（児童手当用）を併せて提出して下さい。

確定申告の季節です 二月十六日〜三月十五日まで

申告はお早めに
所得税の確定申告の季節となりました。確定申告と納税は二月十六日（火）から三月十五日（月）までです。
税務署の窓口は三月十日ごろから混雑し、長い時間待たなければならないこともありますので、申告と納税はお早めにお願いたします。

〇どんな人が確定申告をしなければならぬか
一、事業をしている人や不動産所得のある人。又は、土地等を売った人などです。
二、五年の給与の収入金額が一千万円をこえる人。
三、給与所得者で、給与所得以外の所得が二〇万円をこえる人。
〇確定申告をすれば税金が戻る

児童手当の支給を受けられるのは、認定請求をした月の翌月分からとなりますので、受給資格が生じた場合や住所が変わった場合には、認定請求をして下さい。そうしないと、受けられる月分の児童手当が受けられなくなります。
なお、公務員または公共企業体の職員の方は、認定の請求手続を勤め先ですることになります。

②児童手当現況届（毎年一回、すべての受給者自身が出す届です）
受給者の方は、毎年六月一日から同月三〇日までの間に、児童手当現況届を村役場に提出して下さい。

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための申告書を提出することができます。
この申告書は、二月十五日以前でも受付いたしますので、なるべく早めに提出して下さい。
正しい申告は正しい指導で、税務署では、申告書の書き方、納税などの相談に応じています。お気軽にご利用下さい。

〇節税と経営の合理化は青色申告で
青色申告をしますと、数々の

児童手当現況届を村役場に提出して下さい。（その年の六月以降は受給資格がなくなると思われる場合であっても同様です）
この児童手当現況届は、受給者の前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを毎年確認するための届です。もし、この届を出さないと、引き続き受給資格があっても六月以降の児童手当の支払を受けることができなくなりますから必ず提出して下さい。

③その他の届
次のいずれかにあてはまることがあり、また、すぐそれぞれの届書や請求書を役場に提出して下さい。

☆受給者が他の市町村に住所を移したとき
児童手当受給事由消滅届（前の市町村）
児童手当認定請求書（新しい市町村）
☆児童手当の額が増額されるようになるとき
児童手当額改定届（三人目以降の義務教育終了前の児童の数が今までよりも増えた場合です）
☆児童手当の額が減額されるようになるとき
児童手当額改定届（十八歳未満の児童が今までより少なくなつた場合、または義務教育終了前の児童が今までより少なくなつた場合です）

特典によって税金が安くなるほか、記帳をとおして事業の内容がよくわかり、銀行や取引先からの信用も厚くなり、事業の繁栄にもつながります。
納税は便利な振替納税で、納税をするときに、わざわざ銀行や税務署へお出かけにならなくても、ご指定の預貯金口座から自動的に振替納税される便利な制度です。
なお、くわしいことは名護税務署（TEL〇九八〇五―二三六〇六）へお問い合わせ下さい。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

☆児童手当の支給が終わるようになるとき
児童手当受給事由消滅届（十八歳未満の児童のうちの出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合です）
☆受給者が同じ市町村内で住所が変わったとき
住所変更届
☆受給者が公務員または公共企業体の職員になったとき
児童手当受給事由消滅届
以上の届のほかに、受給者の氏名や、養育している児童の氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

ご寄附

村社会福祉協議会へ、次の方々よりご寄附がありました。
○空カン募金として、兼次小学校の児童より二万二、九八六円、兼次中学校の生徒より一万四、九一七円の寄附。
○字今泊三〇〇二の大城幸謙さんより、母親マツさんの香典返しとして五万円の寄附
それぞれの芳志ありがとうございました。

交通事故巡回相談 のご利用を

沖縄県商工観光部交通運輸課では、交通事故被災者からの相談及び各機関へあつせんする交通事故相談業務を各市町村において実施しています。
本村においても、次のとおり交通事故相談が実施されますので、お気軽にご利用下さい。
日時：二月二十五日、午前十時から午後三時
場所：村役場ホール
相談員：伊野波栄一氏

なきじん版

2月1日～3月4日

村民カレンダー



2/1 月		17 水	○心配ごと相談 (13:30、中央公民館)
2 火	○健康体操 (20:00、仲宗根公民館)	18 木	○乳児相談 (13:00、中央公民館)
3 水	○心配ごと相談 (13:30、中央公民館)	19 金	
4 木	○中央青年教室閉講式 (19:00、中央公民館)	20 土	○リゾート大学沖縄酒田村歓迎の夕べ (18:00、中央公民館) ○ユネスコ写真展 (中央公民館、21日まで) ○健康相談 (8:30-12:00、保健婦室)
5 金	○ゲートボール認定講習会 (10:00、リゾートステーション)	21 日	
6 土		22 月	
7 日	○第2回庭球選手権大会 (9:00、北山高校)	23 火	○健康体操 (20:00、仲宗根公民館)
8 月		24 水	○心配ごと相談 (13:30、中央公民館)
9 火	○健康体操 (20:00、仲宗根公民館)	25 木	○村農業委員会総会 (10:00、中央公民館) ○公民館講座 (中央公民館) ○交通事故相談 (10:00、村役場ホール)
10 水	○人権相談 (10:00、中央公民館) ○中央婦人学級閉講式 (14:00、中央公民館) ○心配ごと相談 (13:30、中央公民館) ○ヘリ防除	26 金	○1歳半健診 (13:00、中央公民館) ○子豚セリ市 (13:00、家畜セリ市場)
11 木	○建国記念日	27 土	○健康相談 (8:30-12:00、保健婦室)
12 金	○三歳児健診 (13:00、中央公民館)	28 日	○春の全国火災予防運動 (3月16日まで)
13 土	○健康相談 (8:30-12:00、保健婦室)	3/1 月	
14 日	○北部市町村商工会ソフトボール大会 (9:00、村営グラウンド)	2 火	○健康体操 (20:00、仲宗根公民館)
15 月		3 水	○心配ごと相談 (13:30、中央公民館)
16 火	○健康体操 (20:00、仲宗根公民館)	4 木	

■広報二月号をお届けします。南国沖縄では今が桜の見頃です。ここのやんばるの山々ではヒカン桜がすっかり花化粧。一足早い春の訪れを感じさせてくれます。

■一月十二日、松田村長、内間助役、池原収入役始め役場職員八〇人が玉城林道沿いに桜一五〇本を植樹。この運動は十数年にわたり実施されており、今後の開花が待たれるところです。

■今年も「リゾート大学沖縄酒田村」一行が、本村を訪れます。一行は松本茂雄団長(酒田市教育長)以下総勢四四人で、二月十九日から二一日まで村内の民宿に滞在。期間中村内視察や歓迎の夕べ等が催されます。両市村の友好のため、遠来のお客様を温かく迎えてあげましょう。

■広報に皆様のご意見をお寄せ下さい。日頃感じている点、村政に関する事、役場への要望等、何でも結構です。総務課秘書広報係(電話一〇一〇一、二一〇二)までどうぞ。

編集後記